



2-3

食品安全に関する基準

17-1

原子力発電所の事故の後、厚生労働省は、食品に含まれていても健康に影響を及ぼさないと考えられる、放射性物質の量(基準値)を決めました。日本の基準値は、他国に比べ厳しい条件の下設定されており、世界で最も厳しいレベルです。そして、厚生労働省は、基準値を超える放射性物質を含む食品が市場に出回ることのないように厳しく見守っています。

食品中の放射性物質に関する指標等

(単位: Bq(ベクレル)/Kg)

| | | 日本 | EU | 米 国 | コーデックス ⁹ |
|--|---|-------|-----------|------------|------------------------|
| 放射性セシウム (セシウム 134、 セシウム 137) 10 ¹¹ | 飲料水 | 10 | 飲料水 1000 | 全ての食品 1200 | 乳児用食品 1000 一般食品 100 |
| | 牛乳 | 50 | 乳製品 1000 | | |
| | 乳児用食品 | 50 | 乳児用食品 400 | | |
| | 一般食品 | 100 | 一般食品 1250 | | |
| 条 件 | 追加線量の上 限設定値 ¹¹ | 1 mSv | 1 mSv | 5 mSv | 1 mSv |
| | 放射性物質を 含む食品の割 合の仮定値 ¹¹ | 50% | 10% | 30% | 10% |

(出典)「食品と放射能Q&A(第12版)」(平成30年3月消費者庁)及び「放射線リスクに関する基礎的情報」(復興庁等)より作成

また、福島県を含む地方自治体は、原子力発電所の事故で被害にあった地域で作られたり、加工されたりした食品の安全を確かめるため、市場に流通する前に検査を徹底して安全を確保しています。基準値を超える放射性物質を含む食品が検査で見つかる割合は年々減少しており、麦は平成24年度以降、野菜類、茶、畜産物は平成25年度以降、米、豆類は平成27年度以降の検査では基準値を超えたものはありません。このように、福島県を含む地方自治体では、現在では、生産、採取、漁獲される段階で基準値を超える食品はほとんどなく、もし検査で基準値を超える食品が確認された場合でも、市場に流通しないような措置がとられています。

自治体における食品の検査結果 (平成29年度)

| 品 目 | 検査点数 | 基準値 超過点数 | 超過割合 |
|-----------------------|--------|-------------|-------|
| 米 | 全袋検査 | 0 | 0% |
| 麦 | 189 | 0 | 0% |
| 豆類 | 489 | 0 | 0% |
| 野菜類 | 7337 | 0 | 0% |
| 果実類 | 1537 | 1 | 0.07% |
| 茶 | 81 | 0 | 0% |
| その他 | 327 | 0 | 0% |
| 地域特産物 | | | |
| 原乳 | 658 | 0 | 0% |
| 肉・卵 | 178961 | 0 | 0% |
| きのこ・山菜類 ¹³ | 7393 | 54 | 0.70% |
| 水産物 ¹⁴ | 16929 | 11 | 0.06% |

(平成30年3月31日現在)
(出典)「東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組」
(平成30年7月農林水産省)より作成

学校給食の安全・安心の確保

食品の安全については、厚生労働省の定める基準値に基づき、主として出荷段階での検査が行われています。より一層の安心を確保する観点から、学校給食において、食材の事前検査や調理後の一食全体の検査などを行っているところもあり、結果は県や市町村のホームページ等で公表されています。



(左、中) 給食に使用するものと同じ検査用の食材を刻んで計測器にかけています(福島県提供)



(右) 学校給食を食べる南相馬市の子どもたち(福島県提供)

17-3

9 食品の国際規格を作成している組織
10 本表に示した数値は、食品から受ける線量を一定レベル以下に管理するためのものであり、安全と危険の境目ではありません。また、各国で食品の摂取量や放射性物質を含む食品の割合の仮定値等の影響を考慮してありますので、単に数値だけを比べることはできません。
11 コーデックス、EUと日本は、食品からの追加線量の上限は同じ1mSv(ミリシーベルト)/年です。日本では放射性物質を含む食品の割合の仮定値を高く設定していること、年齢・性別毎の食品摂取量を考慮していること、放射性セシウム以外の核種の影響も考慮して放射性セシウムを代表として基準値を設定していることから、基準値の数値が海外と比べて小さくなっています。
12 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」で検査対象となっている自治体(17都県)を集計(水産物のみ全国を集計)
13 一部の野生きのこや野生の山菜類を除いて基準値を超えるものはみられません。
14 水産庁のデータによる集計。海産種では平成27年4月以降、基準値を超えるものはみられておらず、淡水種においても基準値を超えるものは年々少なくなってきています。